

交通権学会ニューズレター『トランスポート21』第27号
(2007年3月3日・発行)掲載記事

「携帯電話と交通権」に思うこと
- 優先席での迷惑使用者から受けた暴力被害の体験から -

半沢一宣

『トランスポート21』第25号で、優先席での携帯電話の使用が心臓ペースメーカー使用者に危害を加えた実例の目撃談が投稿されていた。

携帯電話は、心臓ペースメーカー使用者にとっては、人命を脅かされる凶器でしかない。そのようなものが人口1億2千万人の日本で9千万台も野放し状態で氾濫しているというのは、明らかに異常である。文明の利器の恩恵を享受するには、心臓ペースメーカーへの影響がないPHS(簡易型携帯電話)という方法もある。にもかかわらず、通信事業者は、基地局を多く必要とする採算性の悪さからPHSの利用拡大に消極的な姿勢を続け、PHSよりも利用料金ひいては採算性が高い携帯電話の利便性向上にばかり力を注ぎ、国民を携帯電話利用に誘導し続けてきた。このことから、心臓ペースメーカー使用者が携帯電話の電波によって人命を脅かされるという問題は、通信事業者の(人命よりも)利益優先の経営姿勢によってもたらされた問題であるとも言えよう。

私はそんなことを考えながら、優先席で携帯電話を使用する人には注意を促すようにしていたところ、2006年12月23日(土曜日)、JR東日本常磐快速線第2341H列車の8号車優先席で携帯電話の使用を止めなかった相手から、とうとう腹いせの暴力行為を受けてしまった。

ここで私が問題にしたいのは、携帯電話使用者のマナーの問題ではない。私が暴行被害を届け出た、北千住駅下りホーム上にいたK輸送主任(助役)の説明である。

私は7号車の優先席の停止位置付近に立っていたK氏に、暴力を振るった犯人がホーム上を逃げ出したとき大声を出して助けを求めたことと、犯人がそのまま電車に飛び乗って逃げてしまったことを申告した。K氏は、私の大声には「気づかなかった」と言い、犯人が逃げってしまったことについては「非常停止ボタンを押してくれば電車を止めることができ、逃げられずに済んだのです」とも語っていた。

K氏が言う非常停止ボタンとは、そもそもは2001年1月26日に山手線新大久保駅で起きた、ホームから転落した酔客を助けようとして線路内に飛び降りた別の乗客が列車にはねられて死亡した事故の再発防止策の一環として整備されたものである。K氏は「暴力事件が発生したときは非常事態なので、犯人の逃亡を防ぐためなら非常停止ボタンを使ってください構いません」と言う。しかし私は、JR東日本に限らない鉄道事業者が、このような目的で非常停止ボタンを使用するのを呼びかける掲示や放送をしていた事例を、寡聞にして知らない。利用者同士のトラブル(迷惑行為)が多い昨今、あまり頻繁に使用されてダイヤをたびたび乱されるのを避けるため、そのようなことは周知したくないのが、鉄道事業者の本音なのであろう。

利用者に周知しないにおいて、被害が発生してしまってから「非常停止ボタンを使わなかったあなたが悪い(から犯人に逃げられたのだ)」と被害者に責任を押しつけるのは、その場しのぎの責任逃れ以外の何物でもあるまい。

優先席での携帯電話使用の問題は、もはやマナーで解決できるレベルの問題ではない。踏切があるから「開かずの踏切」問題や踏切事故が起きるのと同じで、携帯電話があるから心臓ペースメーカー使用者の生命が脅かされるのである。国が、国民の携帯電話利用を

PHSにシフトさせる政策を推進しない限り、この問題は永久に解決できないであろう。

同時に、携帯電話や喫煙などの迷惑行為が原因でトラブルが発生したときには、被害者が積極的に非常停止ボタンを使用して列車を止める習慣が確立されるようになれば、鉄道事業者も頻繁に発生する輸送障害対策の一環として、鉄道施設内の秩序や治安の保持にも少しはまじめに取り組むようになるのではないかと感じた次第である。

ちなみに、このときのK氏の話によれば、携帯電話や喫煙などの迷惑行為に起因する暴力事件は、マスコミで報道されないだけで、かなりの件数が発生しているそうである。かつて私が「交通事業者を原因者とする交通権侵害の構図」(『交通権』第21号所収)の章2節で指摘していた問題が現実のものであることが、思いがけない形で裏づけを取れた体験でもあった。

(2006.12.25.記)